

# 常勤役員報酬等支給規程

(総則)

**第1条** 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）に対する給与等の支給については、この規程に定めるところによる。

(給与の種類)

**第2条** 役員の給与は、次の区分により支給する。

(1) 基本給 本俸

(2) 諸手当 地域手当、特別手当、通勤手当

(本俸)

**第3条** 役員の本俸は、月額とし、理事長については916,000円を、常務理事については777,000円を、理事については723,000円を限度として、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

(地域手当)

**第4条** 地域手当は、本俸に18%を乗じて得た額を支給する。

(特別手当)

**第5条** 特別手当は、原則として、毎年夏季及び年末において、本俸に地域手当を加えた額に、夏季においては100分の225を、年末においては100分の250を乗じた額を支給する。

(通勤手当)

**第6条** 通勤手当は、職員給与規程に定める支給基準に準じて支給する。

(報酬の支給日及び支給方法)

**第7条** 役員の本俸及び地域手当（以下「本俸等」という。）の支給日は、毎月17日（支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。）とする。

2 役員の特別手当の支給日は、夏季にあつては6月30日、年末にあつては12月

10日とする。

- 3 新たに役員となった者、又は役員でなくなった者の本俸等は、日割り計算をもって支給する。

(支給日の特例)

**第8条** 前条第3項の規定による本俸等の支給日は、同条第1項に規定する支給日によらないことができる。

(退職慰労金)

**第9条** 役員が退職し、又は死亡したときは、退職慰労金を支給することができる。

(退職慰労金の額)

**第10条** 常勤役員退職慰労金の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本俸等に100分の20の割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条後段の規定により引き続き在職した者とみなされた者の退職慰労金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸等に100分の20の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

**第11条** 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。

- 2 第10条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

**第12条** 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職した者とみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同

様とする。

(退職慰労金の支給)

**第13条** 退職慰労金は、法令によりその退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が職務上の義務違反により解任されたときは、当該役員には退職慰労金は支給しない。

(端数の処理)

**第14条** この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

2 この規程の定めるところによる退職慰労金計算において生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

**附則**

この規程は、平成24年7月1日から施行する。